

災害にあったときの給付

災害見舞金（非常災害で住居や家財に損害を受けたとき）

組合員が非常災害（盗難は除きます。）によって住居や家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて災害見舞金を支給します。

◎非常災害とは

地震・火災・洪水・落雷・台風・竜巻など、自然現象による災害が対象となります。



◎住居とは

組合員が現に生活の本拠として居住している建物をいい、持家・借家・公営住宅などが対象となります。住居には、塀・門・車庫・倉庫・物置等は含みません。

◎家財とは

住居以外の社会生活上必要な財産（家具・家電・寝具・衣服など）をいいます。

※不動産・現金・預貯金・有価証券などは含みません。

◎損害の程度および支給額

全体の1/3以上の損害（焼失または滅失）を受けたときに、損害の程度によって標準報酬の月額3カ月分を上限に支給されます。損害額を補償する給付ではありませんのでご注意ください。

ここ数年、地震をはじめ突風・竜巻・大雪・洪水などの自然災害で家屋等に被害を受けている状況が各地で発生しています。不幸にも災害にあわれた時は、請求時に被害の状況がわかる写真が必要となるため、無理のない範囲で写真撮影をお願いいたします。請求にあたり、写真以外の添付書類等につきましては、保険課までお問い合わせください。

弔慰金・家族弔慰金（非常災害で死亡したとき）

組合員または被扶養者が非常災害により死亡したときは、弔慰金または家族弔慰金を支給します。

◎支給要件

地震・火災・洪水・落雷・台風・竜巻など、自然現象による災害により死亡したときが対象となります。列車事故や航空機事故など、予想し難く他動的要因に基づく不慮の事故も含みます。

◎支給額

組合員 弔慰金 標準報酬の月額 1カ月分

被扶養者 家族弔慰金 標準報酬の月額×70/100

請求の時効

短期給付は、給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間共済組合へ請求行為を行わないときには、その給付を受ける権利が時効により消滅しますので、請求の際にはお早目に手続きをしてください。

災害給付の支給要件は、このほかにも詳しく定められておりますので、請求の際にはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306